

行方市スポーツ少年団役員の手当並びに費用弁償支給基準

科 目	区 分	対 象 別 内 訳
旅 費	交通費	<p>団本部の任務で出張する場合に支給。（総会・常任委員会等の市内の定例的な会議を除く。）研修会等への複数人数での出席の場合は、打切り旅費での対応とする。片道2Km以内は無支給。</p> <p>自家用車は@32円×距離/Km + 高速道料金の実費支給。</p> <p>列車は往復乗車券+100Km以上は特急料金と座席指定を支給。</p> <p>航空機の使用可。但し国内では列車料金を超えない範囲で支給。</p>
	宿泊費	<p>役員が、団本部の任務で出張する場合の宿泊費補助</p> <p>@12,000円（一泊二食付き）以内の実費支給。</p>
委員活動費	出張手当	<p>役員が当本部の総会及び常任委員会に出席した場合は、無償とするが、団本部の任務で、市内外における諸会議・行事にスポーツ少年団の代表者として出席した場合、二時間未満1,000円（但し往復30分以内の出張は無償）、二時間以上2,000円/人を支給。この出張手当には、昼食代を含める。</p>
	実費弁償	<p>役員が団本部の任務で、代表して視察見学、研修会、全国・関東会議へ参加した場合は、その参加料及び資料代の実費を弁償する。</p>

※上記手当及び費用弁償については、上部団体等から旅費等が支給される場合には、重複支給はしない。

※研修会等への複数人数での出席の場合、打切り旅費での対応とすることができる。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月26日より施行し、令和6年4月1日から適用する。